令和8年4月　教育委員提案

学校のバリアフリー整備について

戸田市教育委員会事務局
教　育　総　務　課

バリアフリー関連法令の主な変遷

西暦	和暦	国	公立小中学校	埼玉県	公立小中学校
1994	H6	ハートビル法施行	対象外	ー	ー
1995	H7	ー	ー	埼玉県福祉のまちづくり条例施行	適合義務
2003	H15	ハートビル法改正施行	努力義務	ー	ー
2006	H18	バリアフリー法施行	努力義務	ー	ー
2009	H21	ー	ー	埼玉県バリアフリー条例施行	適合義務の厳格化
2021	R3	バリアフリー法改正施行	適合義務	ー	ー

これまでの市内学校施設の状況

市内の多くの学校施設はH7より前に建てているため、バリアフリーには適合していない。

H7以降に建築した学校施設はバリアフリー化をしている。
芦原小(H16)、
戸田東小中(校舎)(R2)、
戸一小(R4,R5)
など

戸田市バリアフリー基本構想策定（令和3年度）

基本目標
だれもが 認めあい、話しあい、支えあい、安全・安心に暮らせるまち

計画期間
令和 3 年度～令和 12 年度

基本方針
・だれもが移動しやすい環境づくり
・多様な当事者参加による共生社会の実現
・支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進
・安心して外出できるわかりやすい情報の発信
・ハード・ソフト一体的な取組による整備効果の向上
・段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進

市内３駅周辺を重点整備地区として設定し、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進

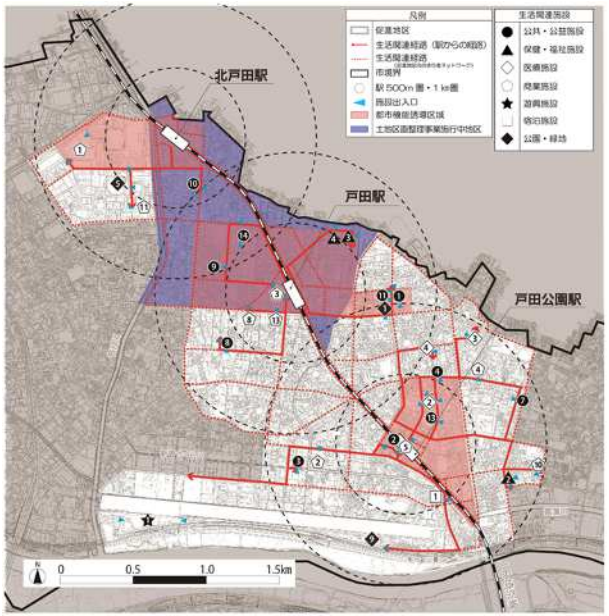

文科省による学校施設のバリアフリー化の推進（令和2年度）

学校のバリアフリーの推進の３つの視点
・インクルーシブ教育システムの構築
・災害時の避難所としての利用
・バリアフリー法の改正

・障害の有無に限らず、共に学ぶための環境整備
・児童生徒のみならず高齢者や障害者を含む地域住民が利用
・心のバリアフリーや合理的配慮の提供※1

※1）障害者差別解消法」の施行(平成28年)により、不当な差別的取り扱いの禁止され、行政機関（学校含む）による合理的配慮の提供が義務化となった。なお、令和6年からは民間事業者の合理的配慮も義務化となる。

新設する学校施設だけでなく
既存学校施設はバリアフリー化の努力義務
として位置づけ

令和７年度までの整備完了を目標として学校施設の
バリアフリー化を推進　(現在は令和12年まで延長)
改修工事に充当できる国の交付金(学校施設環境改善交付金
（大規模改造）)を補助率を嵩上げして支援(2/7→1/2)

既存の学校施設が
求められる
バリアフリー化

①移動円滑化経路の段差解消
②バリアフリートイレの整備
③エレベーター等の整備

本市の既存学校施設のバリアフリー化を展開
対象：小学校９校（戸一小、戸東小、芦原小を除く）
　　中学校６校
実施時期：R5_設計業務　R6,R7_工事

学校施設のバリアフリー整備状況

校舎

単位：学校数

	校舎 学校総数	バリアフリートイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター １階建ての校舎のみ保有する学校を含む
			門から建物の前まで	昇降口・玄関等から教室等まで	
全国 （R2年度調査）	28,156	18,359 65.2%	22,111 78.5%	16,122 57.3%	7,634 27.1%
戸田市 （整備前：R5年度調査時点）	18	15 83.3%	4 22.2%	4 22.2%	14 77.8%
戸田市 （整備後：R7年度末時点）	18	18 100.0%	18 100.0%	16 88.9%	15 83.3%

屋内運動場

単位：学校数

	学校総数 屋内運動場	バリアフリートイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター １階建ての校舎のみ保有する学校を含む
			門から建物の前まで	昇降口・玄関等から教室等まで	
全国 （R2年度調査）	27,890	10,299 36.9%	20,747 74.4%	15,884 57.0%	18,387 65.9%
戸田市 （整備前：R5年度調査時点）	18	14 77.8%	9 50.0%	7 38.9%	17 94.4%
戸田市 （整備後：R7年度末時点）	18	18 100.0%	18 100.0%	18 100.0%	17 94.4%

スロープ設置による段差解消

学校名	戸一小	戸二小	新曽小	美谷本小	戸東小	笹目小	戸南小	喜沢小	笹東小	新北小	美女木小	芦原小	戸田中	戸東中	美笹中	喜沢中	新曽中	笹目中
校舎	－	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○
体育館	－	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○

○基本とする設計の考え方

次を対象に段差解消のためスロープ等を設置

- 児童生徒が登下校に使用する出入口から校舎までのアプローチ
- 校舎から体育館までのアプローチ
- 校舎・体育館の施設内の廊下（教室と段差が生じた場合）

○設計仕様

スロープ勾配：1/12以下(段差の高さが16cm以下の場合は1/8)
段差の高さが16cmを超える場合は手すりを設置
傾斜路の幅は1.2m以上、階段併設の場合は0.9m以上を確保
高さ75cm以内ごとに踊り場を設置



敷地出入口のスロープ

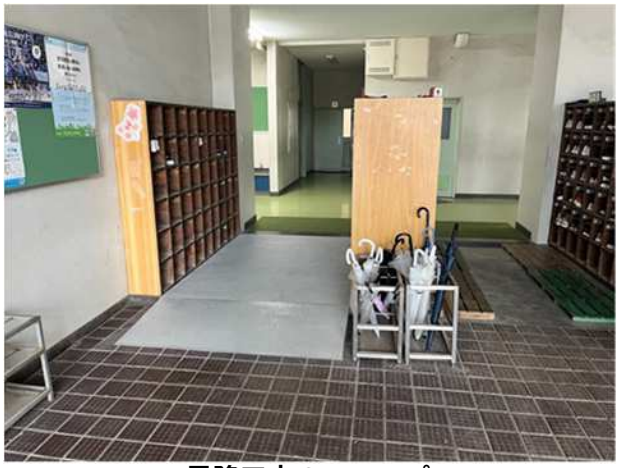

昇降口内のスロープ



玄関のスロープ



校舎内廊下のスロープ

バリアフリートイレ整備

学校名	戸一小	戸二小	新曽小	美谷本小	戸東小	笹目小	戸南小	喜沢小	笹東小	新北小	美女木小	芦原小	戸田中	戸東中	美笹中	喜沢中	新曽中	笹目中
校舎	－	△	△	△	－	－	△	△	△	△	△	－	○	－	○	○	－	△
体育館	－	△	－	－	－	○	－	－	○	－	－	－	△	○	△	△	○	△

○：バリアフリートレイを新設　△：しびん洗浄弁水栓を設置

○基本とする設計の考え方

校舎と体育館に各１室ずつ配置することとし、既存設置がない学校を対象に設置
既存施設の倉庫や手洗い場スペースを使って、バリアフリートイレを設置

○設計仕様

車いすの回転半径（直径150cm）のスペースを確保
オストメイト、手洗いを設置
既存のバリアフリートイレのうち、オストメイトのないトイレは、しびん洗浄弁水栓を設置



バリアフリートイレ施工例（戸田中）



バリアフリートイレ施工例（戸田第二小）

しびん洗浄弁水栓とは

尿器（しびん）をトイレで直接洗い流せる、医療・介護向けの洗浄用水栓のこと

施工例：喜沢中手洗い場スペースに
バリアフリートレイを設置

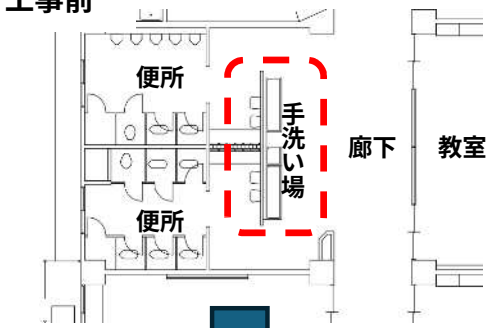



バリアフリートイレ施工例（喜沢中）

昇降機設備の整備

学校名	戸一小	戸二小	新曽小	美谷本小	戸東小	笹目小	戸南小	喜沢小	笹東小	新北小	美女木小	芦原小	戸田中	戸東中	美笹中	喜沢中	新曽中	笹目中
校舎	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
体育館	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

○基本とする設計の考え方

エレベータ(EV)に代わり斜行型段差解消機を設置（戸田南小校舎３階～４階、喜沢小校舎１階～４階）

（EV設置は校舎の建築年次が古く、現行法令との兼ね合いにより、新設が困難であった。

そのため、EV設置は施設の増改築時に対応する。戸南小校舎1階～3階、美笹中体育館など）

○設計仕様

段差解消機の設置・使用は既存の階段を利用



段差解消機の使用イメージ



段差昇降機の設置状況（戸田南小）

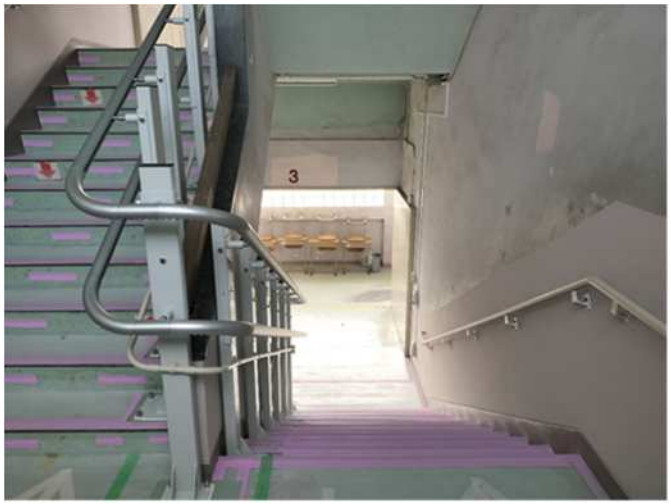

段差解消機のレールとなる階段手摺

バリアフリー整備に要した全体工事費

単位：千円

	工事費	国庫交付金
戸一小	―	―
戸二小	14,550	3,209
新曽小	4,959	―
美谷本小	6,290	―
笹目小	46,173	13,575
戸田東小	―	―
戸田南小	29,770	11,554
喜沢小	46,410	16,005
笹目東小	26,051	7,999
新曽北小	15,224	4,136
美女木小	19,872	6,870
芦原小	―	―
戸田中	19,947	6,964
戸田東中	8,539	3,482
美笹中	6,758	―
喜沢中	13,000	5,930
新曽中	9,562	4,122
笹目中	16,946	5,368
合計	284,051	89,214

今後の学校施設のバリアフリーに関する課題

・施設全体の底上げは完了したものの、障がい者は一人ひとり特性が異なるため、今後は個別の状況に対応した、ソフト・ハード両面からの合理的配慮が必要